

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の概要

平成13年 4月
経済産業省

背景

1. 高レベル放射性廃棄物の最終処分

我が国では、原子力発電で使用した燃料（使用済燃料）を再処理し、ウラン、プルトニウムをリサイクルして有効に活用することとしている。

使用済燃料の再処理後に残存する放射能レベルの高い廃液（高レベル放射性廃棄物）については、ガラスと混ぜて安定な形態に固化（ガラス固化体）した後、30年から50年間程度冷却のため貯蔵し、地下300メートル以深の地層に処分（地層処分）することとしている。

現在までの原子力発電所の運転により生じた使用済燃料の量からそれに相当するガラス固化体の本数を計算すると、約14,400本（平成12年末）に達する。なお、平成13年3月末現在で国内に貯蔵されているガラス固化体は561本（青森県六ヶ所村に464本、茨城県東海村に97本）。

2. 法律制定までの主な検討経緯

平成6年6月 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（原子力委員会）

高レベル放射性廃棄物は、安定な形態に固化した後、30年間から50年間程度冷却のための貯蔵を行い、その後、地下の深い地層中に処分することを基本的な方針とする。

平成9年2月 「当面の核燃料サイクルの推進について」（閣議了解）

再処理に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の処分について、研究開発を推進するとともに、処分の円滑な実施に向けて処分対策の全体像を明らかにする。

平成10年5月 「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」（原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会）

法律の制定を含めて今後、関係機関が進めるべき具体的な方策の策定に向けた基本的考え方や検討すべき点について提言。特に、事業資金の確保、実施主体の設立（略）については、早急に着手する必要がある、そのための努力を関係機関に強く要請。

平成11年3月 「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」
(総合エネルギー調査会原子力部会)
高レベル放射性廃棄物処分対策について、制度化の道筋を示したもの。

・特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号)

1. 法律の目的

原子力発電所の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の最終処分を計画的かつ確実に実施するため、最終処分費用の拠出制度、最終処分を実施する主体の設立、拠出金の管理を行う法人の指定等の関係規定の整備を行う。

なお、本法律は、最終処分の実施に必要な枠組みを制度化するものとし、最終処分の安全規制については、別に法律で定めることとする。

2. 法律の概要(別紙1参照)

(1) 国の基本方針及び最終処分計画の明確化

高レベル放射性廃棄物の最終処分を進めるための基本的な方針、我が国の最終処分の全体計画を原子力委員会、原子力安全委員会の意見を聴いて、経済産業大臣が策定し、閣議決定。

(2) 拠出金の納付

発電用原子炉設置者は、経済産業大臣が決定した拠出金額を処分実施主体(4参照)に拠出。拠出金に見合う高レベル放射性廃棄物の処分は処分実施主体が行う。

(3) 概要調査地区等の選定(別紙2参照)

以下の3段階の選定プロセスを定義し、選定の際の調査・評価事項を明確化。

概要調査地区：ボーリング等により最終処分施設を設置しようとする地層が長期間にわたって安定しているかどうかを調査する地点

精密調査地区：地下に施設を設けることにより、当該地層の性質が最終処分施設の設置に適しているかどうかを調査する地点

最終処分施設建設地：地層の性質が最終処分施設の設置に適している地域であって、
最終処分施設を建設しようとする地点
(安全規制は別途受ける。)

処分実施主体による処分地等の選定が行われた場合には、経済産業大臣が都道府
県知事、市町村長の意見を聴き、十分に尊重して最終処分計画を改定。

(4) 処分実施主体

処分実施主体の位置付け

- ・ 処分実施主体は、本法律に基づく認可法人（民間の発意により設立され、経済産業大臣が認可・監督）。
- ・ 国の出資はなく、数を限定しない。

名称

- ・ 「原子力発電環境整備機構」

業務の運営

- ・ 処分実施主体は、業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行い、適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等に係る関係住民等の理解と協力を得るよう努める。

不測の事態への対応

- ・ 処分実施主体が不測の事態により業務困難となった場合には、業務の引継ぎ等必要な措置について、別途法律に定めることとし、さらに、当該措置がとられるまでの間は、経済産業大臣が業務を引き受けるものとする。

その他

- ・ 試験研究炉からの高レベル放射性廃棄物については、拠出金納付義務の対象とはしないが、本来業務に支障のない範囲で、処分実施主体が委託を受けて最終処分できることとする。

(5) 資金管理主体

- ・ 処分実施主体に納付された拠出金は、経済産業大臣が指定する公益法人である資金管理主体が管理（指定法人）。
- ・ 資金管理主体が、透明かつ健全な資金管理を行うよう、経済産業大臣が厳正に管理・監督。
- ・ 処分実施主体は、経済産業大臣の承認を受けて、資金管理主体から拠出金を取り戻すことができる。

(6) その他

最終処分施設の保護のために必要な措置。

- (経済産業大臣は、最終処分施設を保護する必要があると認めるときは、保護区域を指定し、地下掘削の制限、鉱業権の取消し等ができる。)

3 . 法律制定の経過及び施行後の状況

(1)国会審議状況

平成12年 3月14日 閣議決定、国会提出

衆議院	4月21日	本会議	趣旨説明・質疑
	28日	商工委員会	提案理由説明
	5月9日	商工委員会	質疑
	10日	商工委員会	参考人質疑・質疑
	11日	商工委員会・科学技術 委員会連合審査会	質疑
	12日	商工委員会	質疑・採決・修正・附帯決議
	16日	本会議	採決、可決、参議院送付

参議院	5月17日	本会議	趣旨説明・質疑
	18日	経済・産業委員会	提案理由説明
	23日	経済・産業委員会	質疑
	25日	経済・産業委員会	参考人質疑
	30日	経済・産業委員会	質疑・採決・附帯決議
	31日	本会議	採決、可決、成立

6月7日 公布

(2)法施行後の状況

平成12年 6月7日 法律の一部を施行
9月1日 法律の一部を施行
9月29日 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」及び
「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」を閣議決定
(10月2日告示)
10月18日 原子力発電環境整備機構の設立を認可
11月1日 法律の一部を施行
11月1日 資金管理法人として(財)原子力環境整備促進・資金管理
センターを指定
平成13年 1月31日 発電用原子炉設置者から原子力発電環境整備機構に対し、
(納期限) 拠出金の初回納付(約644億円)
3月1日 発電用原子炉設置者から原子力発電環境整備機構に対し、
(納期限) 拠出金の第2回納付(約386億円)

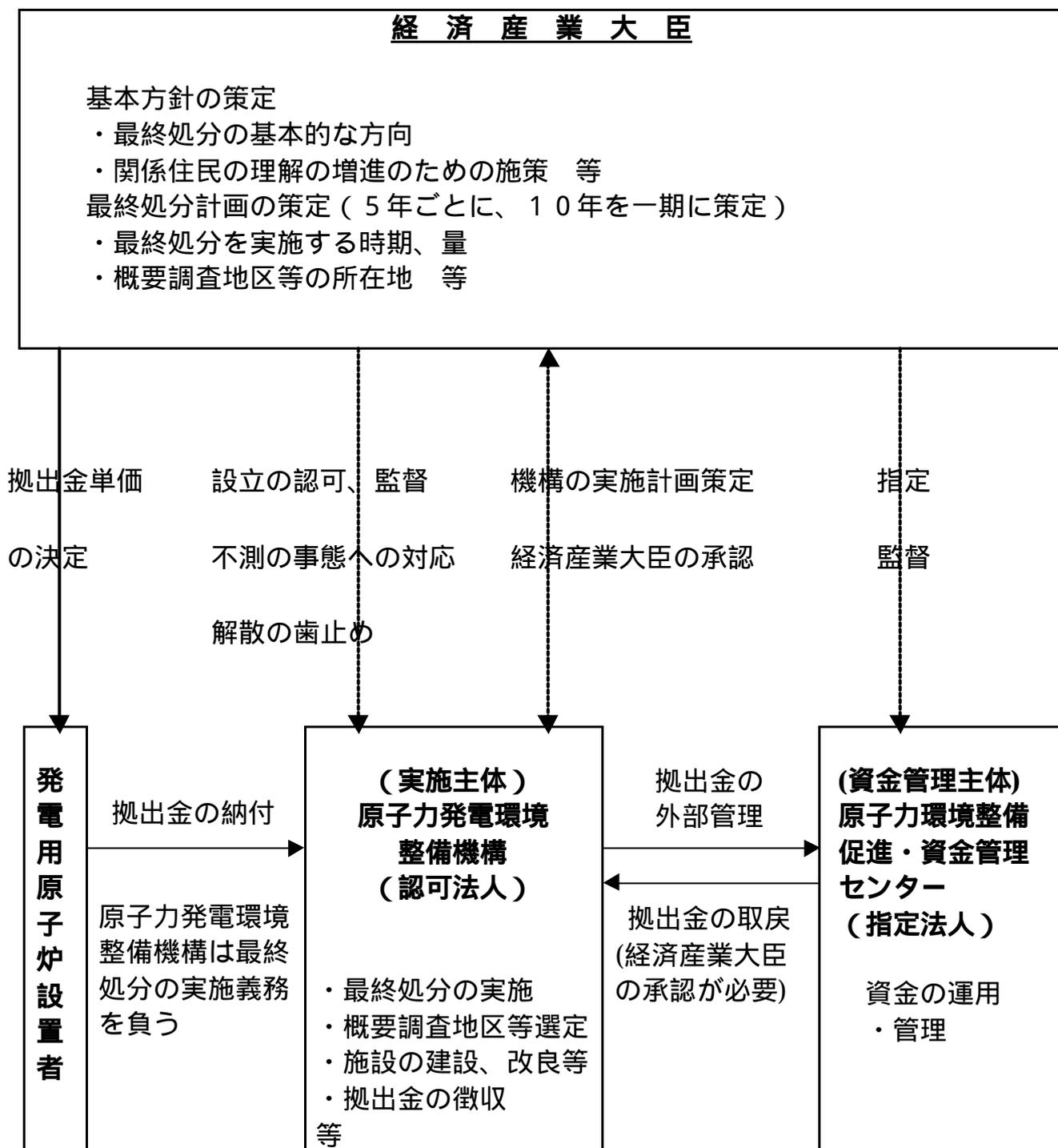
・ 諸外国における高レベル放射性廃棄物の処分事業の現状

諸外国においては、すでに処分実施主体が設立され、処分費用の手当てがなされており、我が国の取組みは、すでに具体的な施策が開始されている諸外国に比べて10年ないし、20年余り遅れている状態。

主要国	処分実施主体	資金確保	制度の設立
アメリカ	1982年設置 エネルギー省内部部局	1983年開始 約1兆1,100億円 1 (1997年迄の積立額)	放射性廃棄物政策 法(1982年)等
スウェーデン	1984年設立 スウェーデン核燃料・ 廃棄物管理会社	1981年開始 約2,900億円 1 (1996年迄の積立額)	原子力活動法 (1984年) 財源法(廃棄物基 金)(1981年)
スイス	1972年設立 放射性廃棄物管理協同 組合	1992年開始 約5,200億円 1 (1995年迄の積立額)	原子力法(1959年) 等
フィンランド 2	1995年設立 ポシヴァ社 (PosivaOy)	1988年開始 約1,000億円 3 (1998年迄の積立額)	原子力法(1987年)
フランス	1979年設立 放射性廃棄物管理機関	1975年開始 (国営電力会社等の内部 積立金)	放射性廃棄物管理 研究法(1991年)

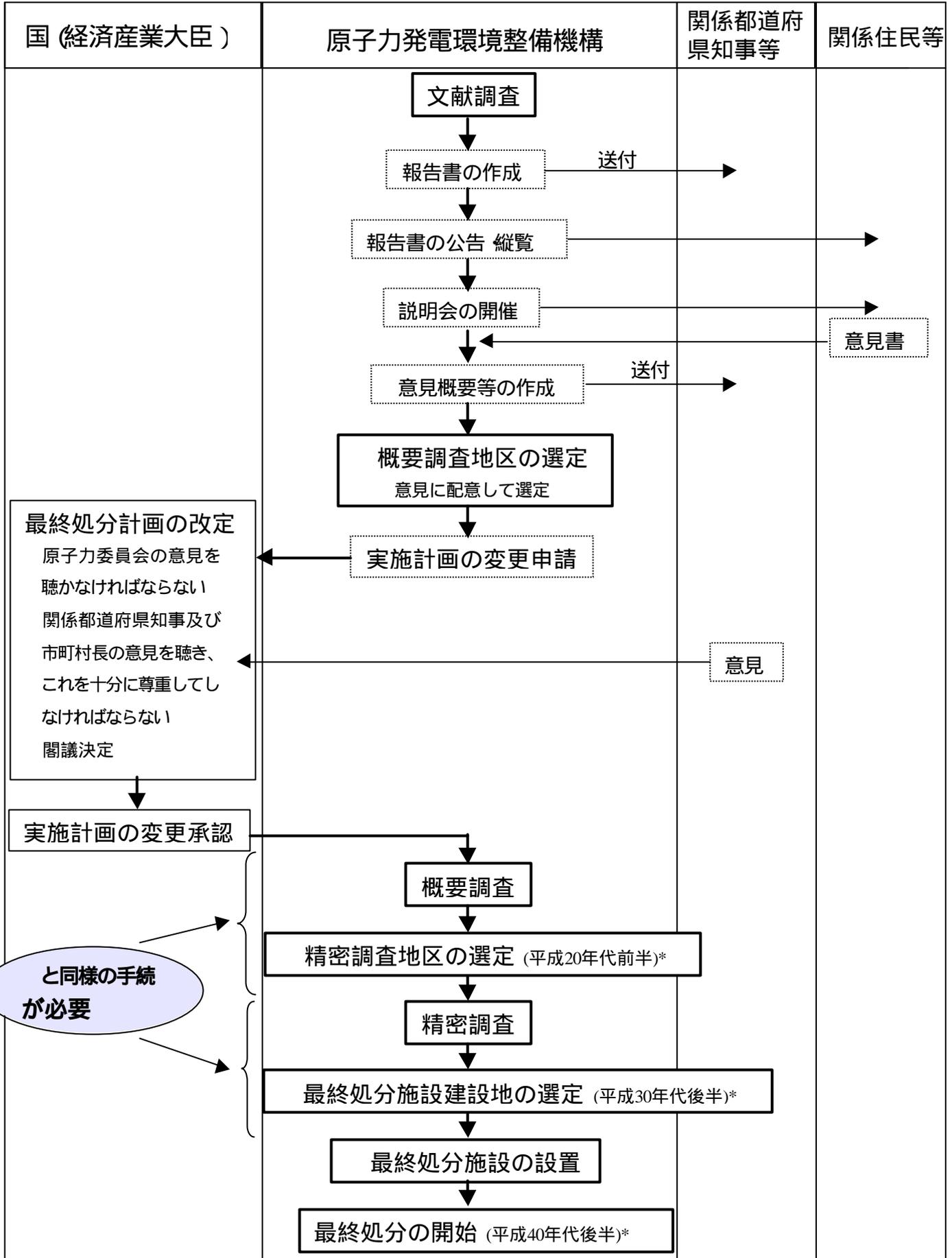
- 1 出典：「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方(平成11年3月)」(総合エネルギー調査会原子力部会) - 資料編(資料10)
- 2 フィンランドにおいては、処分施設(オルキルオト)の決定に係る議会での審議が、2001年2月から開始されたところ。
- 3 ポシヴァ社資料より概算。

基本スキーム



概要調査地区等の選定プロセス

詳細については、法律及び施行規則(平成12年通商産業省令第151号)参照



最終処分計画(平成12年9月閣議決定)に記載されたスケジュール

